東松山都市計画事業高坂駅東口第一土地区画整理事業

換地処分のご案内

(これからの事業の流れ 換地処分通知~清算金)



令和6年7月 東松山市 都市計画部 高坂区画整理事務所



70年分の想い、未来へ

東松山市は令和6年7月1日に市制施行70周年を迎えました

これからの事業の流れ

I 換地処分 P2~4

令和6年7月12日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・換地処分通知の送付【今回の通知】

換地処分の公告日の翌日以降・・・・・・・・・・・・・・変更手続きの開始

Ⅲ 区画整理登記 P6~7

令和6年11月上旬~令和7年4月頃・・・・・・土地・建物登記簿などの書き替え

IV 清算金 P8~9

令和7年2月頃・・・・・・・・・・・・・・・・・・清算金等金額通知書の送付

令和7年5月以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・清算金徴収・交付の開始

V 保留地 P10

令和7年4月以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・権利者への所有権移転登記

※時期については、手続きの状況によって変更となる場合があります。

I 換地処分

1 換地処分とは

換地処分とは、換地計画に基づき従前地に存する権利を換地に移行する法的手続きです。

換地計画は、令和6年4月17日に埼玉県知事の認可を受け決定したため、換地計画で定めた内容を、関係権利者(所有権者・借地権者・抵当権者)に「換地処分通知」として通知します。

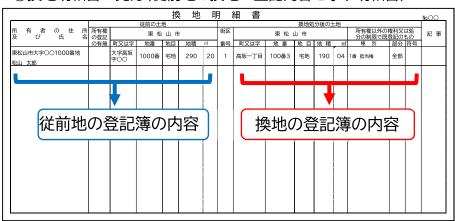
2 換地処分通知の内容

換地処分通知の内容は、「①通知文(市長印を押したもの)、②換地明細書、③各筆各権利別清算金明細書、④案内図、⑤換地図、⑥共有者名簿(該当者のみ)」となります。**換地処分通知は再発行できませんので、大切に保管してください。**

▼①通知文の例



▼②換地明細書の見方(従前地と換地の登記内容を示す明細書)



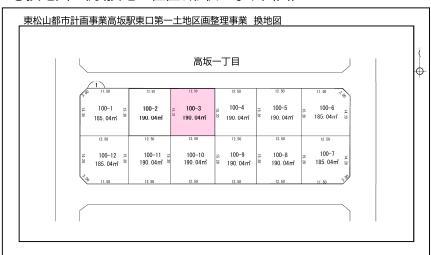
▼③各筆各権利別清算金明細書の見方(筆、権利ごとの清算金額を示す明細書)



▼④案内図の例(施行区域の全体図)



▼⑤換地図の例(換地の位置、形状を示す図面)



▼⑥共有者名簿の例(登記簿記載の持分を示す名簿)

6000100 松山 太郎 外1名 住 所	氏 名	登記持分	摘要
東松山市大字高坂〇番地	松山 太郎	1/2	
東松山市大字毛塚〇番地	松山 花子	1/2	

3 換地処分の公告

換地処分の公告は、換地処分通知が関係権利者全員に届いたことを確認した後に埼玉県知事が行います。

■換地処分の公告日(予定)

令和6年11月上旬

4 換地処分の公告がなされると

換地処分の公告がなされると、「**換地処分の公告日の翌日」**に換地処分の効力が発生します。

■換地処分の効果

①従前地から換地に移行します。

従前地の権利(所有権、借地権、抵当権など)が換地に移行します。

②清算金額及び対象者が確定します。

各筆各権利別清算金明細書記載の清算金額が確定します。

清算金徴収・交付の対象者は、換地処分の公告日の土地所有者及び借地権者です。

5 換地処分に伴い不要となる手続き

①土地区画整理法第76条の許可申請

施行区域内における建築行為等については、土地区画整理法第76条の規定による許可申請 が必要でしたが、換地処分の公告日の翌日以降は不要となります。

②仮換地の分合筆等の施行者確認

仮換地の分合筆等の手続きについては、施行者(東松山市)の確認が必要でしたが、換地処分の公告日の翌日以降は不要となります。

新たに土地を分合筆する場合は、法務局へ登記申請することになりますが、区画整理登記が 完了するまでの間は登記事務が停止されますのでご注意ください。

(P6「2 登記事務の停止」参照)

Ⅱ 新しい住所(施行区域内にお住まいの方が対象です)

1 住所変更に伴う手続き

「換地処分の公告日の翌日」から、町名地番の書き替わりに伴い住所も変更となります。

市役所などが職権で住所変更するものと、ご自身で手続きをしていただくものがあります。住所 変更手続きの詳細は、後日送付する「住所変更のしおり(仮称)」にてお知らせします。

換地処分の公告がなされるまでは、住所の変更手続きはできません。

■住所変更のしおり(仮称)の送付時期

令和6年10月頃

Ⅲ 区画整理登記(施行者(東松山市)が行います)

1 土地・建物登記簿などの書き替え

区画整理登記とは、土地・建物の登記簿などを換地の内容に書き替える登記です。換地処分の公告 日以降に、施行者(東松山市)が法務局に登記申請します。

■区画整理登記で書き替わるもの

①土地登記簿

表題部の「所在」「地番」「地目」「地積」

②建物登記簿

表題部の「所在」「家屋番号」

③地図(公図)

土地の「位置」「形状」

※土地登記簿の地積は、地目が宅地及び地積が10㎡未満の場合は、小数点第2位まで表示され、それ以外の場合は、整数で表示されます。

2 登記事務の停止

区画整理登記を行っている間は、施行区域内の登記事務が停止されるため、所有権移転などの登記申請ができなくなります。これは登記事務を混乱なく行うためのものですので、ご協力をお願いします。

なお、区画整理登記が完了した際には、施行者(東松山市)から改めて権利者の皆様へお知らせします。

■区画整理登記期間(予定)

令和6年11月~令和7年4月頃

■停止される登記事務

- ①土地・建物の所有権移転登記
- ②抵当権の設定・抹消登記
- ③土地の分筆・合筆登記

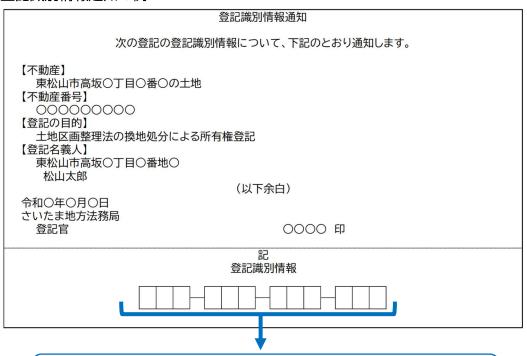
3 登記識別情報通知

区画整理登記では、原則として「登記識別情報通知」は交付されませんが、例外として合併換地 (従前地2筆以上を1筆の換地にすること)に対しては、「登記識別情報通知」が交付されます。

▼換地の組み合わせと登記識別情報通知の関係

換地の組み合わせ		-7√-1-4\\□⊔\±+□\∇ (ro	
従前地	換地	⁻ 登記識別情報通知 	
1筆	1筆	「登記識別情報通知」は交付されません。	
1筆	2筆以上	現在お持ちの「登記済権利証」または「登記識別情報通知」と「換地処分通知」を合わせて保管してください。	
2 筆以上	1筆	「登記識別情報通知」が交付されます。 区画整理登記完了のお知らせと併せて、施行者(東松山市)から対象者へ送付します。	

▼登記識別情報通知の例



登記識別情報は、12桁の英数字の組み合わせからなる文字列です。 所有権移転や抵当権設定などの登記を行う場合に必要となります。

IV 清算金(すべての方が対象です)

1 清算金とは

清算金とは、従前地と換地の間に生じた不均衡を解消するための金銭です。

従前地の権利価額よりも換地の権利価額が大きい場合は清算金の徴収、小さい場合は清算金の交付になります。

2 清算金徴収交付の流れ

清算金の徴収交付の流れは下表のとおりです。詳細は、令和7年2月送付予定の「清算金のご案内」をご確認ください。

▼スケジュール表(時期については、手続きの状況によって変更となる場合があります。)

時期	徴収清算金の方	交付清算金の方	
令和7年2月頃に	換地処分の公告日の権利者へ「清算金等金額通知書」「清算金のご案内」を送付します。		
令和7年3月中旬までに	<u>分割納付を希望する場合は</u> 清算金分割納付の申請が必要です。 (P9 参照)	_	
	換地処分の公告日の土地所有者及び借地権者 <u>以外の方が</u> 、清算金の徴収、または交付を受ける場合は、清算金の「債務引受」または「債権譲渡」の手続きが必要です。		
令和7年5月頃に	納付書を送付します。	施行者(東松山市)宛ての請求書類を送付します。	
令和7年6月末までに	<u>一括納付の場合は</u> 金融機関で清算金(全額)を納付し てください。	必要事項を記載のうえ、請求書を提 出してください。請求書受領後、2	
	分割納付の場合は 金融機関で清算金(分割1回目)を 納付してください。	週間程度で清算金をお支払いしま す。	
分割納付完了まで	分割納付の場合は 半年ごとに清算金を納付してくだ さい。	_	

3 徴収清算金の分割納付

徴収清算金は、下表のとおり清算金額に応じて分割して納付することができます。

なお、分割納付は利子が伴います。利率は、換地処分の公告日の翌日の「法定利率」で、令和6年7月時点の法定利率は3%です。

▼分割納付の表

清算金額	期間	分割回数
100,000 円以上 200,000 円未満	6月	2 🛭
200,000 円以上 300,000 円未満	1年	3 回
300,000 円以上 400,000 円未満	1年6月	4 回
400,000 円以上 500,000 円未満	2年	5回
500,000 円以上 550,000 円未満	2年6月	6回
550,000 円以上 600,000 円未満	3年	7 🛭
600,000 円以上 650,000 円未満	3年6月	8 🛭
650,000 円以上 700,000 円未満	4年	9 回
700,000 円以上 750,000 円未満	4年6月	10 🛭
750,000 円以上	5年	11 📵

4 交付清算金にかかる税金

清算金を受け取った場合は、所得税に関する「5,000万円特別控除」または「代替資産取得の特例措置」の適用が受けられます。適用を受けるために必要な書類は、対象者へ改めて送付します。

■交付清算金にかかる税金に関する問合せ先

東松山税務署

〒355-0028 東松山市箭弓町1丁目8番14号

Tel: 0493-22-0990

※土地区画整理法第90条による換地不交付で清算金の交付を受ける場合は、上記の特例は適用 されません。

V 保留地(保留地を購入された方が対象です)

1 保留地の登記

保留地は、土地区画整理事業で生み出した土地であるため換地処分までは登記簿がありません。 そのため、換地処分(区画整理登記)の際に、一度施行者(東松山市)名義で登記簿を作成し、そ の後、各購入者に名義を変更します。

名義変更手続きは施行者(東松山市)が行いますが、所有権移転登記にかかる<u>登録免許税は各</u> **購入者の負担**となります。登録免許税の計算式は、<u>固定資産税評価額×税率(1.5%)</u>です。 登録免許税の支払い方法などの詳細は、名義変更をする際に改めてお知らせします。

■保留地の所有権移転登記

令和7年4月以降



令和6年7月

東松山市 都市計画部 高坂区画整理事務所 TelO493-35-0112

東松山市 高坂区画

検索

